

佐那河内村監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年度
定例監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月3日

佐那河内村監査委員 前 河 洋 次

佐那河内村監査委員 井 開 一 文

令和 6 年度

定例監査報告書

令和 7 年 3 月

佐那河内村監査委員

目 次

第 1 監査の概要 1

1. 監査の種類	1
2. 監査の対象部局	1
3. 監査の期間	1
4. 監査の方法	1

第 2 監査の結果および意見 2

1. 総務課	3
2. 産業環境課	6
3. 建設課	8
4. 住民税務課	9
5. 健康福祉課	11
6. 保育所	12
7. 企画政策課	13
8. 教育委員会	16
9. 議会事務局	19
10. 出納室	19

令和6年度定例監査結果報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査

2. 監査の対象部局

佐那河内村長部局各課、議会事務局、教育委員会

3. 監査の期間

令和7年2月12日（水）から2月20日（木）までのうちの7日間

4. 監査の方法

佐那河内村の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、また、一部において行政監査の観点から事務の執行についても監査した。

監査に当たっては、原則として各課単位で実施し、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、監査対象課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き、照合、通査その他必要と認める手続によって実施した。

なお、議会事務局の一部の事務の監査については、井開一文監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第2 監査の結果および意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他所管事務の執行状況は、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正かつ効率的な事務の執行に務められたい。

今回の監査において、特筆する事項及び改善、検討を要する事項については、次のとおりである。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

【重点事業等について】

令和6年度においては、重点事業として①さなごうち新ものがたり創出事業をはじめ、②さくらももいちご栽培振興プロジェクト事業や、③物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、④中尾谷地区宅地造成事業、⑤旧庁舎跡地整備事業、⑥宮前公民館長寿命化改修工事や⑦ふるさと納税事業など、本村の住民福祉の向上や将来を見据えた事業の推進に積極的に取り組まれていることが認められた。

1. 総務課

(1) 村職員の任用と職員数等について

防災、地方創生、子育て支援など、行政需要は益々増加し、また、職員の病気休暇、産前産後休暇、育児休業取得などの制度運用、他団体への派遣などの要因に加え、「公務員の働き方改革」に向けた取り組みの推進などにより、限られた職員数による業務の遂行については厳しいものがあることから、今後における村職員の「人事管理」並びに「人員配置管理」が村政運営において大きな課題となっている。

引き続き、村民ニーズへの柔軟な対応や効果的かつ効率的な行政運営を図るための人員配置について、業務の見直しを含めた取り組みと合わせ、最小の経費で最大の効果を発揮することを基本とした適正な人員管理及び職員の年齢構成も踏まえた上で、計画的な職員採用の取り組みに努められよう望むものである。

勤務の状況については、超過勤務について一部の業務において日常的に超過勤務を余儀なくされている現状がみられるほか、病気休暇の取得も見受けられる。

また、「年次有給休暇」等についても職員全般的に取得が少ない状況にあるようにも見受けられることから、職員の勤務の在り方に配慮するとともに、健康管理に留意し、職務に専念できる環境づくりに努められるよう望むものである。

(2) 危機管理体制の整備状況について

佐那河内村の地域防災計画は、天災等の災害発生時を想定したもので、様々な緊急事態を想定したものとなっていないことから、天災等による災害のみならず、テロ対策、感染症対策など、ライフラインや社会インフラの停止などの幅広い緊急事態に村民の生命・財産・生活を守るための行政の対応に万全を期す必要があるとし、「危機管理体制」を見直すとともに、平時においても、ハザードマップ等の更なる周知を図り、村民との危機管理に対する意識を共有し、

職員の対応についても明確に位置づけた体制整備を図られるよう努められたい。

特に、佐那河内村における高齢化や地域的な課題を念頭に、村民と連携した取り組みや組織的な体制づくりが図られるよう、シミュレーションを繰り返すなど、緊急時に備えられるよう努められたい。

村職員による防災訓練等も実施されているようであるが、村職員の多くが村外に居住していることから、緊急時の対応や長期にわたった対応が必要な場合も想定されることから、こうした対策についても危機感をもって検討されたい。

(3) 消防体制の整備について

高齢化の著しい佐那河内村にとっては、火災や地震などの自然災害発生時には、各地域での防災の核となる消防団員の確保や育成が重要な課題であり、特に若い世代の団員の確保が急務であることから、広報活動の充実を図るとともに、団員の処遇改善などについても配慮した取り組みを望むところである。

(4) 救急搬送業務について

中央運動公園の隣地にヘリポートが完成し、救急救命体制の強化が図られたところである。今後、村民の生命に関わる救急救命活動の取り組みや救急搬送業務の更なる充実強化が図られるよう期待する。

また、これらの体制を継続するために必要となる財源の確保に万全を期するとともに、今後における課題である常備消防並びに広域消防の体制整備に向けて、積極的に取り組まれたい。

(5) 公共施設等の計画的な維持管理について

佐那河内村の公共施設については、村民のニーズや地域の事情などにも配慮した配置・運営がなされているところであるが、多くの施設で老朽化が進んでおり、今後、必要となる財源の確保が限られるなか、維持や機能更新などに多額の費用が必要となることが見込まれることから、人口動態や費用対効果などを総合的に判断し、統廃合を含めた見直しによる計画的な運用を図るよう、強

く求めるところである。

今後における人口減少や住民ニーズ、財政状況を見極め、少子高齢化などの動向を見据えながらも、施設の継続、廃止等も視野に入れながら、公共施設や簡易水道事業・集落排水事業等のインフラ設備に係る事業計画と維持管理に係る財政運営の両面において総合的に検討し、将来においても存在価値の高い施設として計画的な運用が図られるよう望むものである。

(6) 公文書の取り扱い並びに管理について

近年、公文書の取り扱いや保管・管理について、さまざまな問題が提起されるなど、住民の関心が高まり、その取扱いについては明瞭化を図っていくことが強く求められているため、佐那河内村における文書事務（文書の作成を含む）の取扱については、前例踏襲のみならず問題意識を持って対応する必要性を強く感じる場所であり、佐那河内村における公文書（起案文章・文書内容を含む）の在り方について、意識を深められ見直し検討されるよう求めるものである。

(7) 旧役場庁舎跡地の有効活用についての検討状況について

旧役場庁舎跡地は、農業総合振興センターや国道に隣接しており利活用しやすい立地条件でもあるため、庁舎跡地等活用検討委員会からの報告も踏まえ、今後意見をまとめられ早期に方向性を決定し村民にとって有益な活用がされるよう望むものである。

(8) 団体等に対する補助金の管理を職員が行っていることについて

令和元年度の定例監査において、村職員が補助金の交付先である任意団体等の事務並びに預金通帳の管理・保管等を行っている事例に対し、補助金事務の適正運用に問題が生じる可能性があるほか、職員の業務負担の増大につながることも、また、地方公務員法第35条に規定する（職務に専念する義務）に抵触する可能性があることなどから、「佐那河内村がなすべき責を有する職務」である根拠を明確にし、改善されていない場合は改善されるよう求めるものである。

(9) 公用車の使用について

佐那河内村が所有する公用車（教育委員会を含む）を安全かつ適正に運行するためにも「公用車運行管理規程」などの整備を求めており、また、社会福祉協議会の公用車との相互使用については、相互使用に関する契約等もなく、職員以外の部外者も同乗使用してケースもみられることから、事故等が発生した際の責任問題や対応に課題があることから、手続き・責任の所在等について見直すよう求めているところである。

（１０）職員の研修について

徳島県自治研修センターによる研修のほか、村独自の研修として情報セキュリティ研修やハラスメント研修等を実施されている。

しかしながら、電話対応や来庁者に対して、また住民宅への訪問時の接遇について、適切に対応できていないことも見受けられた。

職場における日頃のOJTによって、職員の資質向上を図り、一層の村民サービスに取り組まれるよう強く望むものである。

（１１）条例等に則った事務・事業の執行について

事業等の執行においては、条例・要綱・法令等を遵守した業務に努められたい。

２．産業環境課

（１）中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利性を補正し、耕作放棄の防止や多面的な機能を確保するため、市町村から農業者等に対し交付金を交付する制度として設けられ実施されている。

引き続き、今後の農業生産活動等を継続するための活動について関係者との連絡調整を密にし、効果的な推進ができるよう積極的な取り組みを望むもので

ある。

（２）ゴミの分別処理状況について

佐那河内村リサイクルセンターが改修されたことにより、作業環境が大幅に改善された。今後も、施設を大いに活用され、ゴミの分別収集、処理に取り組まれるよう努められたい。

ゴミの分別において決められたとおりに出されていないケースが見受けられる。ゴミの分別収集については、地球環境問題を考える上においても重要なことから、改めて取り組みの意義について周知するとともに、ゴミの分別処理の方法についても、わかりやすく説明・周知されるよう努力されたい。

（３）簡易水道事業・農業集落排水事業について

施設・設備の老朽化に伴う維持・更新にかかる費用、さらには村民の負担増につながる可能性のある使用料の見直しや一般会計からの繰入金の取り扱いなど数々の課題も想定されており、当該事業の継続を含めた今後の運営全般に係る計画と合わせて検討する必要があることから、佐那河内村の現状をふまえた取り組みをすすめられたい。

令和６年度から、各事業における職員をそれぞれ２人体制にしていることに加え、職員には営業上の技能向上、維持管理等する上で必要な専門資格を取得させる等、職員の技術力向上や経費節減に努められていた。

また、施設管理面においては、故障等のトラブルが発生すると、村民の生活に不便や支障をきたすものであるため、日々の検査はもとより、定期的な点検等を行い、安定した運用ができるよう努められたい。

（４）「食業工房さなごうち」について

滞在施設と食品加工施設を併設しており、村民や移住者等が地場産材を利用した加工品の製造・販売及び起業をチャレンジする施設でもあるため、今後の運営については、その施設設置の趣旨を十分に周知され、本来の機能を十分に発揮できるよう、施設管理に万全を期するとともに、運用面における適時・適切な対応により所期の目的が達成されるよう望むところである。

(5) さくらももいちご栽培振興プロジェクトの推進について

いちご栽培の担い手確保、栽培にかかる次世代技術の研究、就農を契機としたUJIターン・移住・定住の促進等を目的に取り組まれている。

今後も、地域おこし協力隊（佐那のいちご塾生）を活用することで、佐那河内村の代表的なブランド作物である「さくらももいちご」の持続可能な栽培振興と栽培農家の経営発展に期待するところである。

3. 建設課

(1) 普通建設事業等の進捗状況について

「普通建設事業（国道・県道・村道）」及び「災害復旧事業を含む各種補助事業」の実施・進捗状況について説明を受けたところであり、適正に事業の促進が図られていることが認められたところである。

一方で、建設及び改修においては、必要性、将来性と費用対効果を含めて見極められ、取り組まれるよう強く望むものである。

引き続き、早期発注・工期内完成を前提とした適正な工事の施工に努められたい。

(2) 村営住宅の管理運営状況について

村営住宅「大黒団地」（佐那河内村上字大黒）における佐那河内村営住宅使用料においては、収納について努力されていることがうかがえる。

引き続き滞納者の現状を見極めながら、早期に適切かつ速やかな対応を望むものである。

(3) 若者向け定住住宅整備事業について

上中辺村営住宅（単身用4室、世帯用2室）が令和4年度に完成し、活用されている。入居状況は、1室で退居があったものの、令和7年2月から入居している。

今後も、若者の定住促進が図られるよう期待するものである。

(4) 住宅リフォーム補助事業・木造住宅耐震事業補助の取り組みについて

住宅リフォーム補助については、住宅環境の向上を図るとともに、村内産業における雇用の創出を目的とし取り組まれている。

また、木造住宅耐震事業補助の取り組みについては、南海トラフ巨大地震に備え木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、簡易な補強計画を策定し、改修工事等に結びつけるものである。

これらの事業については、地震等の自然災害に備えた村民の生命・財産を守ることに関わる事業・生活環境の整備に係る事業として、重要な取り組みの一つであることから、今後とも引き続き制度の周知に努め、村民の利用促進が図られるよう期待するものである。

(5) 国土調査法に基づく地籍調査事業について

令和8年度までの間において引き続いての調査が予定されており、正確な地積の確認（所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行う）及び地籍図・地籍簿の作成が図られている。

地籍調査は、「公共事業の円滑化・災害等の復旧・公租・公課等の負担の公平化・土地情報のシステム化」に役立つだけでなく、土地所有者にとっての「土地の権利関係の明確化・登記簿の記載事項の修正整理」に資することから、速やかな取り組みに期待するものである。

4. 住民税務課

(1) 村税等の収納における取り組みについて

収納の促進を図るため、『村県民税』については、11月・12月に徳島県と共同して行う徴収月間のほかに、滞納者への集中的な電話や臨戸を実施しており、『国民健康保険税』については、滞納額が嵩んだ滞納者に対して納税相談の機会を増やし、滞納者の状況を把握した納付計画を策定し取り組むなどの努力が認められるところである。

今後においても、「租税公平負担」の原則からして、延滞・滞納者に対して引き続き、納税相談の充実、分納等による徴収の促進を図るとともに、困難案件については、滞納整理機構と連携し業務を移管することとし、「財産の差押え」・「執行停止」や「不納欠損」の事務処理を必要とする場合に当たっては、県などの関係機関との連携を密にし、遺憾のないよう適時・適切な対応を図られたい。

(2) 不納欠損処理・執行停止者の状況について

今後において、「執行停止」の予定が見込まれることが確認されたが、それに対する根拠となるべき要綱等が整備されていない。

地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行の停止にかかる事務処理については、その取り扱いや運用について根拠を明確にし取り組む必要があることから、告示・公告を前提とした規程や要綱等の整備について速やかに検討されるよう望むものである。

(3) マイナンバーカードの申請・交付状況と今後の取り組みについて

佐那河内村においては、広報誌やホームページに掲載するほか、役場窓口でリーフレットを配布するなどのPR活動に取り組むとともに、国の制度変更に対し速やかな情報発信や申請にかかる補助など、マイナンバーカードの交付を促進するための取り組みを実施しているところである。

引き続き、広報誌やホームページを活用し、制度の周知や利用促進に向けた取り組みの充実を図るとともに、マイナンバーカード及び付属の電子証明の有効期限を迎える方に対して円滑に更新が行われるよう体制の整備に努められたい。

(4) 戸籍・住民基本台帳事務について

令和5年6月の戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項に新たに「氏名のフリガナ」が追加されることになった。

令和7年5月26日施行に向けて、「フリガナ」を加えた戸籍謄抄本の発行ができるなどの対応に取り組まれており、今後の運用に向け円滑に行われるよう努められたい。

5. 健康福祉課

(1) 国民健康保険事業の取り組みについて

「被保険者数の減少や令和5年度から資産割が廃止されたことで保険税収入が減少し、保険給付費も減少している」という状況となっているが、現時点では、財源手当ができており「法定外繰入金」の必要性が発生するなどの、直ちに重大な局面に至っていないところであるが、保険税率の在り方に直結することから、今後の動向に留意する必要がある。

(2) 「特定健康診査」「特定保健指導」について

佐那河内村において、「特定健康診査」は、国保対象者の半数以上が受診していない結果となっている。

「特定健康診査」は、かかりつけ医での受診以外にも、佐那河内村においては、村民の利便性を考慮し村内でも会場を設け実施しているところであるが、より多くの村民が受診できるよう、周知を含めた努力が必要であると思われる。

また、保健指導の取り組みについて積極的に努められていることがうかがえる。

「特定保健指導」は、受診を機会に健康についての意識を高めるとともに、健康維持のための取り組みに対する知識を深め、効果的な対処について認識するためにも重要な取り組みであることから、より一層の取り組みの推進を図りたい。

(3) 学童保育クラブの活動状況について

共働き、母子・父子家庭等の保護者が不在となる家庭の小学校児童の健全育成指導を図るための学童保育クラブの活動については、支援員の協力により、運営がなされている。

今後においても、支援員の確保も視野に入れながら、学童保育クラブ設置の

趣旨が大いに生かされる取り組みが図られるよう期待するところである。

(4) 高齢者等の外出支援助成について

自ら車を運転できない高齢者や障がい者の外出支援と社会参加を促すため、「高齢者等外出支援助成事業（タクシー運賃の一部助成）」「高齢者等バス無料乗車証交付事業」を実施している。

今後も、高齢化が進むと予想されるため、高齢者等にとって利用しやすい制度となるよう取り組みを進められるよう期待するところである。

(5) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、感染者にみられる「後遺症」の問題や、「新たな変異株」や「季節性インフルエンザ」との同時流行も懸念されているところであるため、引き続き、感染症対策については、村民への啓発、周知や関係機関との連携を密にした取り組みが図られるよう期待するところである。

(6) 診療所整備事業について

村内の医療機関の廃業による通院や調剤の課題解決のため、保健センター1階部分を、診療所として活用するための改修を行うものである。

今後、村民への事業に対する周知や要望等を聞き、村民が利用しやすいものとなるよう、啓発や周知等に取り組まれるよう期待するところである。

6. 保育所

(1) 保育の状況について

少子化の加速とともに、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、職務内容に応じた専門性の向上を図ることが重要となっているため、キャリアアップのための研修の機会等の確保が欠かせないところである。

保育施設の環境面においては、要望等により、門扉及び通路屋根の設置や改修、紙おむつの回収等にも取り組んでおり、保育環境の充実に積極的な取り組みが図られている。

一方で、保育士不足による待機児童が数名いるため、早期の対策を検討されたい。

今後も保育サービスの質を高めるためにも、保育士の処遇の改善を含めた保育環境の充実と整備が図られるよう望むところである。

（２）不適切保育への対応について

不適切保育の再発防止策に基づいて、福祉サービスにおける第三者評価の実施や職員の日常的な情報共有、職員会の実施、研修計画の策定及び実施等、改善に向けて積極的に取り組まれている。

また、職員会・ミーティングや相談体制等の進捗状況も良好であることが認められた。

今後も、子どもの最善の利益を目指し保育環境の向上に努められたい。

７．企画政策課

（１）佐那河内村総合計画に基づく施策の推進について

佐那河内村においては、令和2年4月に「佐那河内村総合計画」、「地方創生総合戦略」が策定され、次の1000年に向けた「持続可能な村づくり」を目標に計画的な行政の取り組みが図られているところである。

特に、目標達成に向けた具体的な行動計画である「地方創生総合戦略」については、基本施策として掲げた「しごと・雇用を創出する」、「新しい人の流れを作る」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」の４施策について、「佐那河内村事業検証委員会」において重要事業評価指標（KPI）による評価が行われており、取り組み内容や課題を分析するとともに、目標達成に向けた取り組みの強化が図られているところであり、引き続き、計画達成に向けた取り組みの実現に期待したい。

(2) 佐那河内村ホームページについて

きめ細かな情報を発信するホームページは、パンフレットなどの印刷物とは違った形で行政情報やサービス情報の提供、また佐那河内村のすがたや魅力を効果的に伝える手段として村民生活を支援するとともに、移住・交流や企業誘致、地元産品の消費拡大などにも繋がる情報を発信する広報手段として重要なものとなっている。

今後も、さらなる機能の充実・効果的な運用が図られるよう検討・努力されるよう期待するものである。

(3) 有害鳥獣捕獲事業の実施状況について

有害鳥獣による被害は、高齢化・過疎化が進む佐那河内村にとって、ますます増大し、かつ深刻な問題となっており、農業従事者をはじめ住民生活にとって深刻な問題となっている。

引き続き、有害鳥獣に対する「鳥獣捕獲許可」について、県から捕獲許可権限を委譲された範囲内において佐那河内村猟友会の皆さんとの連携を密にした取り組みを進めるとともに、近隣市町とも連携した広域的な取り組みが必要であることから積極的な連携協力の推進を図りたい。

(4) 中尾谷地区における宅地造成事業について

令和2年度に完成した3区画は完売し、住宅が完成しているが、今後造成予定の区画についても問い合わせが寄せられており、令和6年度中にD号地の分譲開始に向け造成工事を行い、残る分譲地も令和7年度に分譲できるよう側溝などの造成工事について確認された。

可能な限り早期に造成工事を完工させ、所期の目的である宅地分譲による村内での定住支援につながるよう望むものである。

(5) 大川原高原観光振興について

引き続き、大川原高原周辺の施設整備と併せて、「あじさい祭り」や「さな

ごうち大川原高原ヒルクライム」等のイベントを通しての観光開発への今後の取り組みに注目したい。

(6) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）等に対し、給付金が支給されている。

国などの交付金を活用し、村民の生活支援の取り組みが図られるよう望むところである。

(7) ふるさと納税について

佐那河内村においては、ふるさと納税事業による寄付金の受け入れは重要な財源の確保手段となっており、“ふるさと佐那河内”のために、ご寄付をいただいた皆様方の思いを受け止め地域の発展のために活用させていただくとともに、佐那河内の取り組むすがたを紹介し、引き続きご支援をいただけるよう絆を深めていきたい。

また、ふるさと納税事業による寄付金に対する返礼品については、よりふさわしい特産品等の開発・品質向上などを促進し、産品提供者の生産意欲と収益の向上につながることから、制度の趣旨を活かした取り組みの一層の推進に期待したい。

(8) 「佐那河内村移住交流支援センター」の取り組み状況について

佐那河内村への移住を希望する者及び家屋等を提供しようとする者の相談に関するワンストップ窓口として、また、佐那河内村内の空き家の状況を把握し、空き家所有者との交渉により「空き家バンク」登録への周知を積極的に図り、空き家利用者とのマッチングを図るために設置されたものであるが、改修なく住むことができる物件は少なく、空き家バンクの登録まで進まない状態であるため、そのような課題の解決も図りながら、佐那河内村の魅力発進や移住の促進につながる取り組みが展開されるよう期待するものである。

(9) 「さなごうち新ものがたり創出事業」について

佐那河内村の地域資源を見直し、掘り起こし、最大限に活用することを基本に「持続可能な村づくり」を推進するため、①シビックプライド、②村の歴史・伝統文化の保存、③村にのこる文化資産の披露、④村の集いの場の創出・活性化の4つを柱とした4ヶ年間の計画である「さなごうち新ものがたり創出事業」に取り組んでいる。

これらの取り組みについては、令和7年度までの長期にわたる計画となっており、シンボルマークのさらなる周知や村とFAN SHOPがともに活動できるしくみが必要であるため加盟店の連携強化に取り組まれ、子や孫世代へとつなぐ、新しい村づくりプロジェクトとして、村民を巻き込んだ事業展開へとつながるよう期待するものである。

(10) さなごうち大川原高原ヒルクライム事業について

大会を通じて大川原高原の雄大な自然や景観を体感し、村民と交流することで、佐那河内村のファンになってもらい、村の特産品の購入や地元商店等の活性化につなげるという所期の目的が達成できるよう期待するものである。

(11) ドローンを活用した新スマート物流実装業務について

住民監査請求の監査結果に基づき、村と事業者との間で協議の結果、事業費の一部返還がされ、これに伴い交付金についても償還された。

今後、新しい企画・事業の導入にあたっては、十分な事前調査、検討を重ねた上で取り組まれない。

8. 教育委員会

(1) 不登校児童生徒の状況について

小学校においては、担任や教頭、養護教諭等からの連絡や計画的な家庭訪問、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも活用し、情報共有、連

携を図りながら対応している。また、オンライン授業にも配慮していた。

中学生についても、定期的に担任等が連絡を取り、ライフサポーター（大学院生）を活用し、家庭へも訪問し対応している。保健室を学習室として準備し指導したり、オンライン授業を準備し配信をしている。

学校だけでは対応できないケースについては、中央女性子どもセンターとも連携しながら対応している。

また、保護者とも適切な連絡を取りながら、将来に向けての糸口を見いだし、ていくよう働きかけているところである。

義務教育対象年齢に達した子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するためにも、引き続き課題が解決できるよう関係者との連携を密にした取り組みが図られるよう望むものである。

(2) 学校教育の取り組みについて

小中一貫校である佐那河内村小・中学校においては、「学校基本目標」に『郷土佐那河内村に誇りをもち、自ら考え、表現し、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成』を掲げ、①英語教育、②ふるさと学習、③ICTを効果的に使った学習を柱に特色ある取り組みが進められている。

①外国語教育の取り組みについて

佐那河内村においては、小・中一貫校としての強みを生かした英語教育の推進に力を入れており、小中学校における英語教育運営委員会を設置し、「第Ⅱ期佐那河内村英語教育戦略ビジョン」に基づき、ALT（外国語指導助手）や佐那河内村が配置する英語教育指導者などの活躍により新学習指導要領に基づく授業のみならず放課後における英語活動を広める積極的な取り組みや検定料を助成する等の取り組みもなされている。

今後においても外国語を知識に焦点を当てた学習から、より外国語を実践的に使えることを目標とし、国際交流やグローバル社会において将来的に活躍できる人材を育てることにつながる積極的な取り組みの推進が図られるよう期待

するものである。

②ふるさと学習の取り組みについて

村民の協力を得ての“イモ掘り”や“米作り体験”をはじめとした積極的な地域の人々との交流のほか、“農産物の販売体験”や“修学旅行での村の紹介”などに取り組んでおり、これらの成果について「ふるさと学習発表会」において発表するなど「アクティブラーニング」による佐那河内村の特色ある取り組みが進められており、やがて村を支えるであろう子どもたちの豊かな感性や心の育ちにつながるよう、その取り組みに期待するところである。

また、子どもたちが成長していく中で佐那河内村で暮らすことへの「誇り」「愛着」及び「共感」をもって、村のために自ら関わっていかこうとする気持ちがこの学習により、育ち、これからも持続することを併せて期待したいものである。

③ICTを効果的に使った学習の取り組みについて

プログラミング教育は、プログラミングのスキルを身に着けるだけでなく、小学校段階からの論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成が目的とされており、予測できない変化を受け身で捉えるのではなく、前向きに受け止め、主体的に向き合い・関わり合い、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための“力”を子どもたちに育む学校教育の実現を目指して取り組まれているところからも、ICT環境に恵まれた佐那河内村において、その特色を生かした取り組みにより、児童生徒が主体的に「生きる力」を身につけられるよう期待するところである。

（３） 村立公民館宮前分館について

佐那河内村公共施設個別施設計画に基づき、宮前分館の長寿命化を図るため、外壁のクラック補修と再塗装、玄関、和室、会議室、トイレの洋式化、照明のLED化等の改修工事を実施している。

今後も、利用者が施設を快適に長く利用できるよう、定期的な点検や調査を行い、将来を見据えての計画的な改修を望むところである。

(4) 学校給食費の無償化について

令和6年度から、学校給食費の完全無償化を実施している。

学校給食は、成長期の児童生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進等を図るものであるため、今後も、学校給食を無償化することで、子育て世代の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりの推進が図られるよう期待するところである。

9. 議会事務局

(1) 議会運営の在り方について

地方議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条等に基づき地方公共団体に設置される議事機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成された住民全体を代表する機関であるとともに、同じく住民から直接選挙で選出される長（執行機関）と、それぞれが独立して、対等な立場で、相互にけん制し合うことにより、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うことにより、地方自治の適切な運営を実現する使命を有している。

議会の説明によると佐那河内村議会会議規則に基づき設けられた「全員協議会」において、意見調整の場を設けており、役割を果たしているとのことである。

10. 出納室

(1) 「会計事務の手引き（仮称）」について

会計事務の適確な遂行を図るため、会計処理に係る「会計事務処理要領」などの「手引書」の整備の必要性について検討するよう求めていたことについては、令和3年4月1日に「佐那河内村会計事務処理要領」が制定され、インターネットを通して全職員に周知が図られ、会計書類等の整備について改善が図ら

れており、引き続き、事務処理の改善に向けた取り組みに励まれるよう望むものである。

（２）指定金融機関の検査について

地方自治法施行令及び佐那河内村指定金融機関等の公金取扱事務検査実施要綱により、令和6年8月27日にJA徳島佐那河内支所に出向いての検査が実施され、令和6年9月20日監査委員に対して、「公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況には異常なく適正に執行されていた」との検査結果が報告されている。

（３）基金等の積立金の運用について

昨今の低金利時代においては、村民の福祉の向上に係る事業の促進を図るための財源を確保にあたっては、各種の資金調達と基金運用などの最適化を図る必要がある。

基金の運用については、地方自治法において、「現金及び有価証券の保管」について「政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」（法235条の4第1項）、基金については、「条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならない」（法241条第2項）また、地方財政法には、「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」（法第4条の3第3項）と規定されている。

現在、佐那河内村における「資金の管理」については、会計管理者を委員長とする「佐那河内村資金運用会議」において議論がなされ「佐那河内村資金管理方針」に基づいた運用がなされているところであるが、現在、見直しが検討されているとのことであり、会計管理者の職務内容や責任の所在を含めた見直しにより、低金利時代にふさわしい取り組みが図られるよう望むものである。

（４）「令和6年度例月出納検査での指摘事項等の処理」について

令和6年度の例月出納検査において、これまで指摘し改善を求めたものについて、取り組み・対応の報告があったところであり、概ね適正に処理されていることが認められた。

指摘事項のほとんどが比較的軽微なものとなっており、書類を確認される時には注意を払われるよう望むものである。